グループホームすずらん荘

重 要 事 項 説 明 書

作成日:令和6年4月1日

1. ホームの概要

事業所の名称	グループホームすずらん荘
運営法人の名称	有限会社 ラピネス
運営法人の代表者名	酒井 崇
運営法人の所在地	札幌市厚別区厚別西3条5丁目5-25
	Tel 8 9 0 - 0 1 0 0 Fax 8 9 4 - 3 1 0 0

2. 事業所概要

事業所の名称	グループホームすずらん荘
事業所の目的	要介護又は要支援2で認知症の状態にある者(認知症の原因とな
	る疾患が急性の状態にある者を除く)に対し、家庭的な環境のも
	とで、食事、入浴、排泄などの日常生活の世話及び機能訓練を行
	うことにより、安心と尊厳ある生活を、利用者がその有する能力
	に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを
	目的とする。
事業所の運営方針	• 事業所において提供するサービスは、介護保険法ならびに関
	係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
	• 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス
	の提供を努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計
	画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成すること
	により、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
	• 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法に
	ついて分かりやすく説明する。
	• 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
	・ 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。
事業開始年月日	平成13年7月19日
保険事業者指定番号	札幌市 事業所番号 0170501258
事業所の所在地	札幌市厚別区厚別西3条5丁目5-25
	Tel 8 9 4 - 3 0 0 0 Fax 8 9 4 - 3 1 0 0
敷地概要	敷地面積 881.33 m²
建物概要	構造 鉄骨、木造2階建て(準耐火構造)
	延べ床面積 532.74㎡

事業者の代表者	酒井 崇
ユニットの管理者	中村 涼香 佐々木 江美子
共同生活住居数	2ユニット
居室の概要・入居定員	定員 18名(個室18室)
	設備:照明、暖房
共用施設の概要	居間及び食堂2 台所2 浴室2 トイレ10 洗面所4
	洗濯室 2
防犯防災設備	・火災受信機 ・熱感知機 ・煙探知機 ・消火器
	・非常警報装置・非常出口誘導灯 ・非常灯 ・スプリンクラー
緊急時の対応方法	主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上 代理店 株式会社 ヤジマ
交通の便	JR厚別駅より徒歩10分 中央バス厚別西3条5丁目徒歩1分

3. 職員の体制

(1) 職員の職種、員数

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
職員の職種		専従	兼務	専従	兼務	休月貝俗
管理者	1以上		1以上			介護福祉士
計画作成担当者	1以上		1以上		1以上	介護福祉士 介護支援専門員
介護従事者	15以上	3以上	1以上	5以上	5以上	介護福祉士ほか
看護職員	1以上			1以上		正看護師

(2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的
	に行なうとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるため
	の必要な指揮命令を行う。
計画作成担当者	それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。
介護従事者	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
看護職員	医療連携に係る健康チェックや医師との連携等に当たる。

4. 勤務体制

管理者	日勤(9:00~18:	00)シフト表により変動あり
計画作成担当者	日勤(9:00~18:	00)シフト表により変動あり
介護従事者	昼間の体制 (月~日)	日勤 (9:00~18:00)
		早出 (7:00~16:00)
		遅出 (9:45~18:45)
	夜間の体制 (月~日)	夜勤 (17:00~10:00)

5. サービス及び利用料金

※介護保険サービス料金は別紙参照

	食事の提供及び介助	利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を適	
	支援	切な介助のもとで提供(食材料費は給付対象外)。	
		食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮する。	
	排泄の介助・支援	利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助や排泄の自立支援を	
保		行う。おむつを使用される場合は必要に応じ随時交換する。	
険	入浴(清拭)の提供	利用者の状況及び希望に応じ、必要な回数の入浴又は清拭を	
給	及び介助・支援	適切な介助のもとで提供する。	
付	日常生活上の機能訓練	日常生活の中での離床援助、屋外散歩同行、家事共同、レク	
サ		リエーション、行事などにより生活機能の維持、改善に努める。	
I	健康管理等	必要な利用者のバイタルチェック等日常的な健康管理を行う。	
F,		また、協力医療機関の看護師との24時間連絡体制を確保して	
ス		おり、主治医との必要な連絡・調整を行う。	
	行政機関への手続き代行	必要に応じて、郵便、証明書等の交付申請の代行などを行う。	
	相談・援助等	利用者又は家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り	
		必要な援助を行う。	
	その他、利用者の洗濯、掃除	余、着替え、整容などの日常生活上の世話や利用者の趣味・	
	嗜好に応じた活動の支援を行	すう。	
保	敷金	入居時居室料の2か月分	
険		退居時に利用料等の未払い金がある場合や居室の原状回復に	
給		かかる費用に充当し、残額を返還致します。ただし、入居後	
付		2年以内の退居に関しては敷金の返還はありません。	
サ	居室料(家賃)	月額 48,000円	
Ι		※生活保護受給者の場合、月額36,000円	
F,	食材費	月額 36,000円	
ス	水光熱費	月額 18,000円	
及	維持·管理費	月額 10,000円 (病院等送迎車輌費・エレベーター保守	
び		及び維持費・冬期排雪)	
そ	暖房費	月額 4,200円	
0	医療費・散髪・おむつ代		
他	その他個人が使用するもの	実費	
0)	※ 入院や外泊などで7日間	引以上食事を提供しなかった場合は、その7日間を除き、1日単位で	
利	計算し返還するものとす	る。入院時は3か月間居室を確保致します。	
用	※ 月途中で入退居した場合		
内	食材費は提供した分を	1 日単位で、その他の利用料に対しては月単位で請求・精算する。	
容			
	①共用施設の修繕費 ②利用者の瑕疵等による補修及び買い替え		
	③専用車輌(車いす積載車輌	j)メンテナンス料	
ш			

6. 入居に当たっての留意事項

外泊・外出	基本的にはご家族の責任の下自由ですが、体調を考慮し、ご遠慮いた
	だくときがあります。
所持品・現金など	本人が管理可能な範囲内で、居室内にて所持することは可能です
動物の飼育	ホーム内では動物の飼育はできません。
喫煙	ホーム内は禁煙となっています。
飲酒	コップ1杯程度の晩酌はできます。但し医療機関の許可を得る場合が
	あります。
選挙	ご家族同伴での投票は可能です。
美容室・散髪	ご家族が面会の際などに同伴していただくことが望ましいです。
病院受診	協力医療機関の受診に関してのみ、ホームで送迎いたしますが、その
	他の医療機関の場合は、ご家族に同伴願います。

7. 非常災害対策

非常災害時の対応	事業所では、非常災害時等に対応して防火管理設備等を整えています。
	非常災害時など、職員は利用者の安全を第一優先にしますので、職員の
	指示に従ってください。
防災設備	・火災受信機 ・熱感知機 ・煙探知機 ・消火器
	非常警報装置・非常通報装置・非常出口誘導灯 ・非常灯
非常災害時の対策	当事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対す
	る指針及び業務継続計画(BCP)を作成し、その責任者を定め以下の措置を
	講じます。
	①別に定めた各計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携
	体制の整備、研修や訓練などの非常災害への対策を講じます。
	②業務継続計画に関する計画を策定し、従業者に対する感染症や非常災害の
	発生時の必要な訓練及び研修を定期的に実施します。
	③感染症や非常災害の発生時において事業活動レベルの落ち込みを小さく
	し、復旧に要する時間を短くすることに努めます。

8. 協力医療機関

協力医療機関	さっぽろ厚別通内科	ひばりが丘訪問看護ステーション
所在地·連絡先	札幌市厚別区厚別西5条1丁目15-21	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12-1
	Tel 8 9 5 — 6 6 7 1	Tel 8 9 4 — 7 0 7 0
診療科目	内科・消化器科・呼吸器科・循環器科	
協力内容	• 定期的な訪問診療	• 定期的な訪問看護
	・ 24時間連携体制の確保	• 24時間緊急連携体制の確保
	• 日常的な健康管理及び指導	• 日常的な健康管理
	・ 定期健診の実施	• 医療機関や主治医との連絡調整
	• 入院必要時の受入先紹介	

9. 苦情相談窓口

ホーム苦情相談窓口	事業者代表者 酒井 崇
	Tel 8 9 4 - 3 0 0 0
苦情処理の体制・流れ	1. 利用者又は家族等から詳しい事情を聞くと共に関係職員からも聴取。
	2. 問題点を把握し、管理者、計画作成担当者及び介護従事者などで
	解決策を検討・調整する(必要に応じて検討会議を行う)。
	3. 検討後速やかに、問題の解決策について、利用者及び家族等に
	説明し了承を得るとともに、具体的な対応を行う。
	4. 苦情の内容などに関する記録を行う。
	5. 問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行い、再発
	防止に努める。
外部苦情申立て機関	※北海道福祉サービス運営推進適正化委員会
	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3階
	Tel (0 1 1) 2 0 4 - 6 3 1 0
	※北海道国民健康保険団体連合会
	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	Tel (0 1 1) 2 3 1 - 5 1 6 1
	※その他、札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課や各区役所の
	保健福祉部保健福祉課にもご相談できます。

10. 事故発生時の対応

事故発生時の処置	サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への
	連絡等の必要な措置を講ずると共に、利用者の家族などに連絡を行う。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償責任保険先に連絡する。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、
	事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

11. 虐待の防止について

虐待防止についての	事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとお		
対策	り必要な措置を講じます。		
	(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。		
	(2) 成年後見制度の利用を支援します。		
	(3) 利用者及び家族からの苦情処理体制を整備しています。		
	(4) 虐待防止に関する指針を整備し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及		
	するため事業所内又は外部事業者等と連携を図りながら委員会の設		
	置・開催、研修を実施しています。		
	(5) 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見し		
	た場合は、速やかに、これを市町村等に通報致します。		
責任者	事業所管理者		

12. 感染症の予防及びまん延の防止について

感染症予防及び	事業者は、感染症の予防及びまん延を防止するために、次に掲げるとおり必		
まん延防止対策	要な措置を講じます。		
	(1) 感染症の予防及びまん延の防止に関する責任者を選定しています。		
	(2) 感染症の予防及びまん延の防止に関する指針を整備し、従業者に対する		
	感染症予防、まん延防止を啓発・普及するため事業所内又は外部事業者と連		
	携を図りながら委員会の設置・開催、研修及び訓練を実施しています。		
責任者	事業所管理者		

13. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保について

感染症予防及び	事業者は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者
まん延防止対策	の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。
	(1) ハラスメント対策に関する責任者を選定しています。
	(2) ハラスメント対策に関する指針を整備し、従業者に対するハラスメント
	指針の周知・啓発を実施しています。
	(3)従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制を整備しています。
責任者	事業所管理者

※上記9,11,12,13の指針、計画は書面にて管理しておりいつでも閲覧できるよう整備しております。要望時は申し伝え下さい。

14. その他の重要事項

秘密保持	サービス担当者会議になどにおいて、利用者及びその家族の個人情報	
	を用いる場合はあらかじめ文書により利用者及びその家族に同意を得る。	
身体不拘束	・サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急	
	やむをえない場合を除き、身体拘束などを行わない。	
	・緊急やむをえず身体拘束を行う場合には、文書にて利用者及び家族に説明し	
	同意を得る。	
自己・外部評価	・定期的に(年1回)提供するサービスの自己評価を行い、また外部評価を	
	受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。	
	・直近の自己評価及び外部評価の結果は"WAMNET"ホームページに公開して	
	おります。	
運営推進会議	・指定認知症対応型共同生活介護事業所等が、利用者、市町村職員、地域住民	
	の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、	
	事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとする	
	ことで、サービスの質の確保を図ることを目的とし、設置するものとする。	
	また、会議における活動状況の報告や要望、助言等は記録をし、公表する。	

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・ 介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス ① 利用者及びその家 族に関する秘密の 提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、 第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約 保持について が終了した後においても継続します。 ③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持 させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、 その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会 議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の 個人情報についても同様です。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙 媒体や電磁的記録を含む。) については、善良な管理者の注意をもって管 理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ② 個人情報の保護に ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開 ついて 示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められ た場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正 等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者 の負担となります。) 4 有限会社ラピネスでは個人情報保護法及び関係諸法令に基づき、個人情 報の利用目的を別1 のように定め事業所に掲示しています。

別1) 有限会社ラピネスの個人情報保護方針

有限会社ラピネス ~個人情報保護の取り扱いについてのお知らせ~

(相ラピネスは、利用者様からの信頼を第一と考え、利用者様個人に関わる情報を正確かつ機密に取り扱うことは当法人にとって重要な責務であると考えております。そのために利用者様の個人情報に関する「個人情報保護方針」を制定し、個人情報の利用目的について全社員および関連事業所への徹底を実践して参ります。その内容は以下の通りです。なお、既に当法人で保有し利用させて頂いている個人情報についても本方針に従ってお客様の個人情報の取り扱いを実施いたします。

- I. 法人・事業所の内部での利用に係わる場合
 - (1) 介護サービスの利用者等に提供する介護サービス(2) 介護保険事務

- (3) 介護サービス利用者に係る事業所等の管理運営のうち
 - ①入退居等の管理 ②会計・経理 ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護サービスの向上
 - ⑤介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ⑥事業所等において行われる実習への協力
- Ⅱ. 他の事業者等への情報提供を伴う場合
 - (1) 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ①居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携
 - ②その他の業務委託 ③家族等への心身の状況説明
 - (2) 介護保険事務のうち
 - ①保険事務の委託 ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - (3) 損害賠償保険等に係る保険会社などへの相談又は届出書
 - (4) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - (5) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の 市町村への通知
 - (6) 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医への連絡等

付記

- ※上記のうち、同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し出ください。
- ※お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ※対応窓口は各事業所管理者及び法人代表です。

16. 重要事項説明の年月日

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要な事項を説明し、交付しました。

事	所 在 地	札幌市厚別区厚別西3条5丁目5番25
	法 人 名	有限会社 ラピネス
業	代表者名	代表取締役 酒井 崇
事業所名 説明者氏名	事業所名	グループホームすずらん荘
	説明者氏名	佐々木 江美子 中村 涼香

上記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	

≪個人情報の取り扱いに関する確認≫

重要事項説明書15に記載の、個人情報の取り扱いについて説明を受け、その取り扱いについて同意しました。